

# 大 洲 市 教 育 委 員 会 臨 時 会 会 議 録

## 1 開催の日時及び場所

平成30年6月12日（火） 午後5時00分

大洲市役所本庁舎別館2階教育長室

## 2 定数 5人

## 3 出席者

教育長職務代理者	東 山 宏
委員	西 山 千 春
委員	山 内 光 郎
委員	渡 邊 ひとみ

## 4 会議に出席した公務員の職氏名

教育部長	井 上 徹
教育総務課長	久 保 明 敬
教育総務課長補佐	隅 田 充

## 5 傍聴人の数 0人

## 6 開会宣言

東山職務代理人

本日の会議は、「第28号議案」について、臨時に会議を開催する必要があると認めましたので、「大洲市教育委員会 会議規則」第2条第3項の規定に基づき、招集したものであります。

それでは、ただ今から、大洲市教育委員会「臨時会」を開会いたします。

〔午後5時00分 開会〕

## 7 議 事

教育総務課長

本日提出いたしました、「第28号議案 大洲市教育委員会委員の辞職の同意」について、まず、事務局より説明をさせていただきます。本日午前中に、東山宏 教育長職務代理人から、6月18日付けをもって委員を辞職する旨の「辞職願」が、大洲市長に提出されました。これは、翌19日開会の大洲市議会6月定例会において、東山宏氏を教育長として任命する議案が提出されることによるものでございます。日程等につきましては、後ほど説明をいたします。

教育委員会委員の辞職につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第10条の規定に基づき、地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得る必要があるため、ご審議をお願いするものでございます。

なお、同法第14条第6項において、自己の事件について、その議事に参与することができないと規定されておりますので、この議案の議事進行は、西山委員にお願いいたします。

西山委員

それでは、この議案に限り、議事を進行いたします。

まず、委員の皆さんにお諮りいたします。「第28号議案」は、人事に関する案件でありますので、「大洲市教育委員会 会議規則」第12条の規定に基づき、非公開により審議したいと思っております。これに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

西山委員

挙手全員であります。よって、「第28号議案」の審議は、非公開とすることに決定いたしました。

それでは、「第28号議案 大洲市教育委員会委員の辞職について」を議題といたします。

ここで、お諮りいたします。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項ただし書の規定」では、同項本文の規定により除斥となった場合において

も、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができることになっております。東山教育長職務代理者がこのまま会議に出席し、発言することについて、ご異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

西山委員 ご異議がないようですので、東山教育長職務代理者には、このまま会議に出席していただきます。東山教育長職務代理者より、発言の申し出がありますので許可します。

〔東山職務代理者挨拶〕

西山委員 本議案について、質疑・意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

西山委員 それでは、これより採決をいたします。

「第28号議案 大洲市教育委員会委員の辞職」について、同意する方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

西山委員 挙手全員であります。よって、「第28号議案」は、東山委員の辞職に同意することに決定いたしました。

ここで、私より一言お礼を申し上げます。

〔西山委員お礼の言葉〕

西山委員 次に、事務局より、今後の日程について説明があります。

〔教育総務課長、「日程」について説明する。〕

西山委員 ただ今の事務局の説明に対して、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

西山委員 第28号議案の議事が終了しましたので、議事の進行を東山教育長職務代理者にお返しします。

## 8 閉会宣言

東山職務代理者 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、これをもって臨時会を閉会することにいたします。

〔午後5時07分 閉会〕

上記会議の顛末を記録して、その相違なきことを証するためここに署名する

教 育 長

教 育 長  
職務代理者

委 員

委 員

上記、記録責任者

